

令和 5 年 5 月 2 日

保護者の皆様へ

交野市健やか部こども園課長

新型コロナウイルス感染症対応について

日頃は、本市教育・保育行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

このたび、令和 5 年 5 月 8 日以降の新型コロナウイルス感染症について、感染症法上 2 類相当から 5 類への移行を受け、国において「学校保健安全法施行規則」及び「保育所における感染症対策ガイドライン」の一部が改正されました。

つきましては、認定こども園等における令和 5 年 5 月 8 日以降の新型コロナウイルス感染症への対応について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 園児が陽性となった場合について

園児が陽性となった場合、発症から 5 日間経過し、かつ、症状軽快後 1 日を経過するまでの間は登園停止（出席停止）

※登園停止の基準については裏面参照

2. 園児または職員に感染者が発生した場合について

- ・臨時休園は行わず原則開園
- ・濃厚接触者の特定は行わない

3. 保育料等について

保育料及び副食費の減免措置は令和 5 年 3 月 31 日で廃止

4. その他

これまで同様、園児に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要となりますので、無理をして登園しないようお願いします。

【連絡先】交野市役所 健やか部こども園課
〈電話〉072-893-6407

【登園停止期間の基準】

「発症したあと5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

※無症状の感染者に対する登園停止の期間の取り扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とする。（検体採取日を0日目とする。）

【注意】

- ・「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることをさします。
- ・「発症した後5日経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。
- ・登園停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用が可能な場合は、着用を推奨します。

【例1】3日目に軽快した場合の登園可能時期

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
発症	療養	療養	軽快	軽快	軽快	登園				
0日	1日	2日	0日	1日目	2日目	可能				

〈発症から5日を経過する必要がある〉

【例2】5日目まで症状があった場合

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
発症	療養	療養	療養	療養	療養	軽快	軽快後	登園		
0日	1日	2日	3日	4日	5日	0日	1日目	可能		